

台東区における総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）
の指定事業所申請について

1 指定事業について

台東区では、総合事業の実施において、事業所指定で実施するものを

- ① 訪問型サービス（旧来の介護予防訪問介護に相当）
 - ② 訪問型サービス A（緩和した基準による訪問型サービス）
 - ③ 通所型サービス（旧来の介護予防通所介護に相当）
 - ④ 通所型サービス A（緩和した基準による通所型サービス）
- としております。

2 指定申請手続きについて

＜みなし指定事業所（平成 27 年 3 月 31 日までに登録のある有効な介護事業所）の方＞

(1) 上記 1 の①訪問型サービス及び③通所型サービスの場合

みなし指定期間が平成 30 年 3 月 31 日までであるので、指定申請不要です。

ただし、請求コードが①は「A1」、③は「A5」となることに留意してください。

※平成 28 年 3 月 1 日から平成 29 年 2 月末日の期間にあっては、利用者ごとの認定更新により、請求コードが切り替わります。

(例：平成 28 年 9 月末有効期間で、更新の結果、同じ介護認定区分でかつ継続してサービス利用の方の場合⇒9 月末まで予防給付の請求コード、10 月より総合事業の請求コード)

(2) 上記 1 の②訪問型サービス A 及び④通所型サービス A の場合

新たな内容・基準・単価のサービスとなるため、指定申請を台東区に行う必要があります。指定申請書類については、訪問型サービス A と通所型サービス A で異なり、別紙のとおりとなります。

また、申請書類の提出の期限については、実施をしようとする月の 2 か月前の末日までとします。

例：平成 28 年 3 月 1 日から訪問型（通所型）サービス A を実施したい場合は、平成 28 年 1 月末日（末日が土日祝日の場合は、直前の平日の 17 時まで）

＜みなし指定を受けていない新規の事業所の方＞

(1) 上記 1 の①訪問型サービス、②訪問型サービス A、③通所型サービス、④通所型サービス A で共通

みなし指定を受けておらず、事業所番号をお持ちでない場合、東京都による指定訪問（通所）事業所または指定介護予防訪問（通所）介護事業所の指定を受け、事業所番号を取得してください。事業所番号取得後、台東区に総合事業の訪問型（通所型）サービスの事業所指定申請を行ってください。

新規申請の場合、区による審査等に時間がかかる場合もございますので、実施する 2 か月前の 20 日までに申請書類を提出してください。

また、申請を行う前にあらかじめ区に連絡・相談をしてください。

3 各サービスの請求コードについて

A3、A7の請求コードについては、利用者負担割合ごと（1割もしくは2割）に設定されていることに留意。

<みなし指定事業所（平成27年3月31日までに登録のある有効な介護事業所）の方>

- ① 訪問型サービス（旧来の介護予防訪問介護に相当）
⇒種類「A1」、項目「1111」から始まる4ケタ
- ② 訪問型サービスA（緩和した基準による訪問型サービス）
⇒種類「A3」、項目「1111」から始まる4ケタ
- ③ 通所型サービス（旧来の介護予防通所介護に相当）
⇒種類「A5」、項目「1111」から始まる4ケタ
- ④ 通所型サービスA（緩和した基準による通所型サービス）
⇒種類「A7」、項目「1111」から始まる4ケタ

<みなし指定を受けていない新規の事業所の方>

- ① 訪問型サービス（旧来の介護予防訪問介護に相当）
⇒種類「A2」、項目「1111」から始まる4ケタ
- ② 訪問型サービスA（緩和した基準による訪問型サービス）
⇒種類「A3」、項目「1111」から始まる4ケタ
- ③ 通所型サービス（旧来の介護予防通所介護に相当）
⇒種類「A6」、項目「1111」から始まる4ケタ
- ④ 通所型サービスA（緩和した基準による通所型サービス）
⇒種類「A7」、項目「1111」から始まる4ケタ

4 変更届（廃止・休止・再開）

廃止、休止又は再開をする場合は、その廃止、休止、再開の日の1月前までに、変更届を行うものとします。

5 申請書類取得先 平成27年12月下旬に掲載予定です

台東区役所2階高齢福祉課の窓口及び台東区の下記公式ホームページからも取得できます。

トップページ > 暮らしのガイド > 高齢の方へ > 事業者の方へ >

介護予防・日常生活支援総合事業（新総合事業）について

6 指定申請等書類の提出先

〒110-8615 台東区東上野 4-5-6

台東区役所 福祉部 高齢福祉課総合事業準備担当

TEL 03-5246-1224 FAX 03-5246-1229

指定申請書類一覧

- ① 台東区介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号事業者指定申請書
(様式第1号)
- ② 第1号事業者（訪問型・訪問型A）の指定に係る記載事項（付表1）
- ③ 申請書の定款、寄付行為等及びその登記簿謄本又は条例等※
- ④ 従業者の資格証の写し、雇用契約書の写し又は誓約文
- ⑤ 管理者経歴書※
- ⑥ サービス提供責任者経歴書
- ⑦ 事業所の平面図等外観及び内部の様子が分かる写真※
- ⑧ 運営規定（料金表含む）
- ⑨ 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- ⑩ 当該申請に係る資産の状況※
- ⑪ 介護保険法第115条の45の5第2項の規定を満たす旨の誓約書
- ⑫ 役員名簿※
- ⑬ 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書等
- ⑭ その他区が適当と認めるもの

※ただし、既に東京都に訪問介護・介護予防訪問介護事業者として指定を受けている場合は上記書類一覧中の③、⑤、⑦、⑩、⑫の提出は省略できる。

指定申請書類一覧

- ① 台東区介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号事業者指定申請書
(様式第1号)
 - ② 第1号事業者(訪問型・訪問型A)の指定に係る記載事項(付表1)
 - ③ 申請書の定款、寄付行為等及びその登記簿謄本又は条例等※
 - ④ 従業者の資格証の写し、雇用契約書の写し又は誓約文
 - ⑤ 管理者経歴書※
 - ⑥ 訪問事業責任者経歴書
 - ⑦ 事業所の平面図等外観及び内部の様子が分かる写真※
 - ⑧ 運営規定(料金表含む)
 - ⑨ 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
 - ⑩ 当該申請に係る資産の状況※
 - ⑪ 介護保険法第115条の45の5第2項の規定を満たす旨の誓約書
 - ⑫ 役員名簿※
 - ⑬ 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書等
 - ⑭ (無資格者を従事者とする場合)研修受講報告書等の研修の内容、対象、開催日時等が分かるもの
 - ⑮ その他区が適当と認めるもの
- ※ただし、既に東京都に訪問介護・介護予防訪問介護事業者として指定を受けている場合は上記書類一覧中の③、⑤、⑦、⑩、⑫の提出は省略できる。

平成28年3月1日以降に台東区で通所型サービス（A6）の指定を受ける事業者用

平成28年3月1日以降に台東区で通所型サービスA（A7）の指定を受ける事業者用

指定申請書類一覧

- ① 台東区介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号事業者指定申請書
（様式第1号）
- ② 第1号事業者（通所型・通所型A）の指定に係る記載事項（付表2）
- ③ 申請書の定款、寄付行為等及びその登記簿謄本又は条例等※
- ④ 従業者の資格証の写し、雇用契約書の写し又は誓約文
- ⑤ サービス提供単位一覧表及び日課表等（サービス内容が分かるもの）
- ⑥ 管理者経歴書※
- ⑦ 事業所の平面図等外観及び内部の様子が分かる写真※
- ⑧ 運営規定（料金表含む）
- ⑨ 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- ⑩ 当該申請に係る資産の状況※
- ⑪ 介護保険法第115条の45の5第2項の規定を満たす旨の誓約書
- ⑫ 役員名簿※
- ⑬ 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書等
- ⑭ その他区が適当と認めるもの

※ただし、既に東京都に通所介護・介護予防通所介護事業者として指定を受けている場合は上記書類一覧中の③、⑥、⑦、⑩、⑫の提出は省略できる。

